毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和元年10月16日

水 曜 日

号 外

目

次 -

規 則

○富山県水道法施行規則の一部を改正する規則

1

富山県水道法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。 令和元年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第46号

富山県水道法施行規則の一部を改正する規則

富山県水道法施行規則(平成14年富山県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第11条第2項」を「第11条第3項」に改め、同条第16号中「同法」を「法」に改め、同条第17号中「同法第11条第2項」を「法第11条第3項」に改め、同条第18号から第20号まで及び第23号から第25号までの規定中「同法」を「法」に改める。

第4条第5項中「第12条の5」を「第12条の6」に改める。

様式第5号中

水道事業名

を

水 道 事 業 名 水道事務所の所在地

に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 添付書類

- (1) 休廃止計画書
- (2) 水道事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがない ことを証する書類
- (3) 休止又は廃止する給水区域を明らかにする地図
- (4) 地方公共団体以外の水道事業者(給水人口が水道法施行令第4条で定める基準を超えるものに限る。)である場合は、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議したことを証する書類

様式第6号中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

様式第16号中

|--|

な

水道用水供給事業名	
水道事務所の所在地	

に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 添付書類

- (1) 休廃止計画書
- (2) 水道用水供給事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類
- (3) 休止又は廃止する給水対象を明らかにする地図

様式第17号中「第11条第2項」を「第11条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の目から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県水道法施行規則に定める様式による用紙は、当 分の間、所要の調整をして使用することができる。

(生活衛生課)